

平成23年度クリーニング師試験について

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条の規定に基づくクリーニング師試験を次のとおり実施する。

1 試験の日時及び場所

- (1) 試験日 平成23年11月13日（日）
- (2) 試験開始時間 学科試験 午前10時（集合時間：午前9時30分）
実技試験 午後1時
- (3) 試験会場 宇都宮市陽南4丁目2-1 栃木県立衛生福祉大学校

2 試験科目

- (1) 学科試験（60分）
 - ア 衛生法規に関する知識
 - イ 公衆衛生に関する知識
 - ウ 洗たく物の処理に関する知識
- (2) 実地試験
 - ア 鑑定試験
 - 薬品の鑑定（10分）
 - 繊維の鑑定（5分）
 - イ 技能試験
 - アイロン仕上げの技能（8分）

3 出願期間

平成23年10月3日（月）から10月5日（水）まで
（郵送による場合は、10月5日までの消印があるものに限り受け付ける。）

4 出願場所

- (1) 県内（宇都宮市を除く）居住者は、その住所地を管轄する健康福祉センター
- (2) 宇都宮市内居住者は、宇都宮市保健所
- (3) 県外居住者は、栃木県保健福祉部生活衛生課

5 受験資格

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条（高等学校の入学資格）に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者
- (3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者
- (4) クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和30年厚生省令第21号）附則第2項に規定する者（（1）から（3）までに掲げる者と同等以上の学力があると認められる者）

6 提出書類

受験を希望する者は、次の書類を提出すること。なお、受験願書及び受験票は、栃木県保健福祉部生活衛生課又は最寄りの健康福祉センター若しくは宇都宮市保健所で配布するものを使用すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書
- (3) 受験資格を証する書類（卒業証明書等）
※卒業証書の写しを提出する場合は、原本を持参すること。
- (4) 受験票
- (5) 写真（出願前6ヶ月以内に撮影した脱帽、上半身正面向き、縦6cm横4.5cmのものを受験票にはりつけること。）
- (6) 50円切手（郵送料として、受験票にはりつけること。）
- (7) 戸籍謄本又は抄本（卒業証明書等の氏名が現在の氏名と異なっている場合。）

7 受験手数料

7,000円を栃木県収入証紙により納付すること（受験願書に貼付し、消印をしないこと。）。

8 合格者の発表

- (1) 平成23年11月28日（月）午前9時に県庁正面道路東側屋外掲示板、各健康福祉センター、宇都宮市保健所に合格者受験番号を掲示する。
- (2) 栃木県公式ホームページに掲載する。
- (3) 合格者には、栃木県保健福祉部生活衛生課から通知する。
- (4) 合否について電話での問い合わせには一切応じない。

9 得点の開示

受験者本人が、平成23年11月28日（月）から1ヶ月間、科目別得点を栃木県保健福祉部生活衛生課で口頭請求できる。この場合、本人であることを証明できる書類（受験票、身分証明書、運転免許証等）を持参すること。

10 その他

- (1) 受験願書及び受験票は、栃木県保健福祉部生活衛生課又は最寄りの健康福祉センター若しくは宇都宮市保健所で配付するものを使用すること。なお、郵送を希望する者は、返信用封筒（規格（長3）の封筒に、あて先を明記の上、80円切手をはる。）を同封の上、栃木県保健福祉部生活衛生課あて請求すること。
- (2) 試験当日は、筆記用具（鉛筆・消しゴム等）、昼食、及び実技試験で使用する白無地綿100%シングルカフスのポケットにふたのないワイシャツ1枚（完全に洗濯し、のりづけして適当に湿らせたもの。ただし、形態安定のものは不可。）を必ず持参すること。
- (3) 身体に障害等があり、受験に際して特別な配慮を必要とする者は、出願前に、栃木県保健福祉部生活衛生課へ連絡すること。
- (4) その他、不明な点は次に問い合わせること。

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県保健福祉部生活衛生課

電話 028-623-3110